

～保護者の皆様へご協力をお願い～

昭島市では、医療的ケアが必要な児童・生徒やその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるように関係機関が密接に連携して、一人ひとりの多様なニーズや状況に適した支援体制の充実を目指します。

○登校時に、お子さまの健康状態を学校にお知らせください。

○医療的ケアを実施するための指示書作成に係る費用は、保護者負担となります。

○緊急時に備え、連絡がつく電話番号を学校にお知らせください。

見学・体験等ご希望される場合は、下記までお問い合わせください。

昭島市教育委員会 指導課

アキシマエンス(教育福祉総合センター)

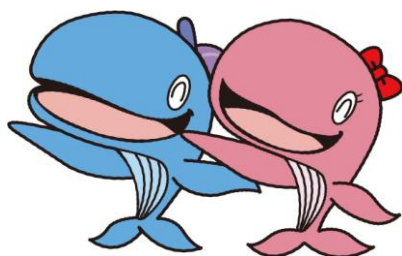
教育相談(特別支援教育係)

電話 042-519-2290



～医療的ケアを必要とするお子さまの保護者の皆様へ～

# 医療的ケアを必要とする お子様の就学について



【相談申し込み・本リーフレットに関するお問い合わせ】  
アキシマエンス（教育福祉総合センター）

教育相談（特別支援教育係）      **電話 042（519）2290**

『昭島市立学校に  
おける医療的ケア  
実施等に関するガ  
イドライン』  
および Q&A ↓



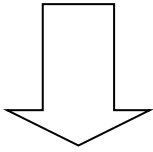
**昭島市教育委員会**

# 手続きについて

①②は、保護者の方がご対応ください。

## ① 保護者が、申請受付(相談)

相談申込みをします。

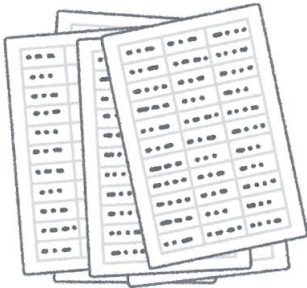
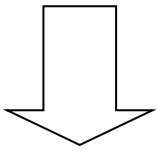


電話：042（519）2290

その後、電話等で相談の日時を調整します。

## ② 保護者が、主治医からの意見書を提出

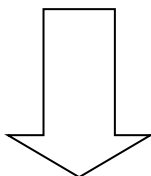
提出先は、申請受付(相談)の際に御案内します。



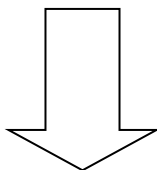
昭島市では、医療的ケア児の安全・安心な学校生活のため、専門業者と連携して対応しております。

これ以降は、学校及び教育委員会が進める内容となりますが、必要に応じて、保護者と連携を図ります。

**③ 教育委員会及び学校において、お子さまの医療的ケアの実施が可能であるかどうか、安全な医療的ケアの実施方法について協議します。**



**④ 教育委員会及び学校は、医療的ケアを実施するための指示書を主治医から受け取り、お子さまに応じた手順書(仮名)を作成します。**



**⑤ 看護師等は、保護者から医療的ケアの手技などの引継ぎを行います。また学校は、主治医の助言を踏まえ、緊急時対応等の研修(マニュアル作成・緊急時訓練)を行い、安全・安心な医療的ケア実施体制を調整します。**

(注)入学後に医療的ケアが必要となった場合は、学校にご連絡ください。